

徳島市中小企業振興基本条例の制定について

1 中小企業振興基本条例とは

中小企業は、企業の大多数を占め、地域の経済と雇用を支え、地域社会の担い手として、住民の生活の向上をもたらしてきたが、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域経済・社会の基盤である中小企業の振興が地域においても大きな課題となっている。

中小企業振興基本条例は、こうした状況を踏まえて、市政の柱の一つとして中小企業振興に取り組んでいく姿勢を明確化するものであり、中小企業振興の理念や市が取り組むべき施策の基本方針等を定めるとともに、市のみならず、市民・企業・団体等の中小企業の振興に関わる様々な主体が、地域社会における中小企業の重要性についての認識を共有し、社会全体で連携・協働して支援に当たることを求めるものである。

2 中小企業振興にかかる国・県等の動向

(1) 国の動向

平成11年の中小企業基本法の改正において、旧法に規定されていた「中小企業の経済的・社会的制約による不利の是正」の文言が削除されるなど、中小企業に関する基本的施策についても、いわゆる弱者救済的な社会政策型施策から自助努力を支援する競争促進型施策へとその重点を移すことが示された。

また、この改正においては、中小企業振興についての地方自治体の役割が「国の施策に準じた施策を講じる努力義務」から「自ら施策を策定し、実施する責務」に改められ、自治体においても、中小企業振興に主体的に取り組んでいくことが求められた。

旧中小企業基本法の基本理念	新中小企業基本法の基本理念
① 中小企業の経済的・社会的制約による不利の是正 ② 中小企業者の自主的な努力の助長 ③ 企業間における生産性等の諸格差の是正 ④ 中小企業の生産性及び取引条件の向上 → 中小企業の成長発展、中小企業の従事者の経済的・社会的地位の向上	中小企業が、創意工夫を生かして経営向上を図るための事業活動を行うことを通じ、 ① 新たな産業の創出 ② 就業の機会の増大 ③ 市場における競争の促進 ④ 地域における経済の活性化の役割を担う。 → 独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

※ 中小企業基本法第6条（地方自治体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、中小企業基本法改正後は、主として創業・経営革新支援、再生支援、金融支援を3つの柱で、中小企業関連法が整備されている。

- ・2005年「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」制定
- ・2006年「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」制定
- ・2008年「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」制定
- その他、中小企業金融円滑化法制定、中小企業信用保険法、中小公庫法改正等。

このほか、平成22年6月には、民主党・菅内閣において、中小企業政策の基本的な考え方と方針、振興策などを盛り込んだ中小企業憲章が閣議決定された。自民党政権に移行してからは、平成25年5月に、自民党政務調査会・中小企業・小規模事業者政策調査会から政府に対して「中小企業・小規模事業者成長プラン」が提案され、その後、政府が発表した骨太方針や成長戦略にも反映されている。

(2) 県の動向

徳島県では、平成20年3月に「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」を制定している。

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の概要

◆ 基本理念

- ① 頑張る中小企業者を応援すること
- ② 県、中小企業だけでなく大企業者や高等教育研究機関及び県民など「あらゆる主体」が参画すること
- ③ 県内外の産業界で活躍する「本県ゆかりの人材を活用すること」

◆ 基本方針

- ① 頑張る中小企業者の支援に係る態勢整備
- ② 実践的な能力を備えた人材の育成
- ③ 競争力強化のための本県独自の企業ブランドの創出
- ④ 新たな市場開拓に挑戦する頑張る中小企業者の販路の拡大
- ⑤ 戰略的な産業集積の促進

(3) 他の自治体の動向

別紙参照

3 徳島市の方針

中小企業は、本市の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っており、中小企業の振興は、市民生活にも関わる重要な課題である。

国内はようやく景気回復の兆しが見えつつあるものの、近年、経済の国際化により企業間競争が激化していることに加え、少子高齢化の進展等による経済活力の低下が懸念されるなど、中小企業を取り巻く環境は今後さらに厳しさを増していくものと考えられる。

こうした中で、地域の活力を維持し、地域経済の持続的な発展を図っていくためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、社会全体で中小企業を支援していくことが必要である。

徳島市では、本年度から来年度にかけて「産業振興ビジョン」の策定に向けた検討を行うこととしているが、これに合わせて「中小企業振興基本条例」を制定することによって、中小企業の振興に関わる様々な主体が理念や方針を共有し、より効果的に中小企業振興に取り組むことのできる環境を整えていく方針である。

地方自治体の中小企業振興条例制定状況

都道府県	制定	条 例 名	市区町	制定	条 例 名
埼玉県	H14	埼玉県中小企業振興基本条例	川口市	H22	川口市中小企業振興条例
福島県	H18	福島県中小企業振興基本条例			
北海道	H19	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例	帯広市	H19	帯広市中小企業振興基本条例
			下川町	H19	下川町中小企業振興基本条例
			札幌市	H20	札幌市中小企業振興条例
			釧路市	H21	釧路市中小企業基本条例
			別海町	H21	別海町中小企業振興基本条例
			函館市	H22	函館市中小企業基本条例
			中標津町	H22	中標津町中小企業基本条例
			旭川市	H23	旭川市中小企業振興基本条例
千葉県	H19	千葉県中小企業の振興に関する条例			
熊本県	H19	熊本県中小企業振興基本条例	菊池市	H20	菊池市中小企業振興基本条例
京都府	H19	京都府中小企業応援条例			
青森県	H19	青森県中小企業振興基本条例			
神奈川県	H20	神奈川県中小企業活性化推進条例	横浜市	H22	横浜市中小企業振興基本条例
			横須賀市	H24	横須賀市中小企業振興基本条例
奈良県	H20	奈良県中小企業振興基本条例			
徳島県	H20	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例			
沖縄県	H20	沖縄県中小企業の振興に関する条例	那覇市	H22	那覇市中小企業振興基本条例
福井県	H21	福井県中小企業振興条例			
大阪府	H22	大阪府中小企業振興基本条例	八尾市	H13	八尾市中小企業地域経済振興基本条例（H23全部改正）
岡山県	H23	岡山県中小企業振興条例			

愛知県	H24	愛知県中小企業振興基本条例	安城市	H24	安城市中小企業振興基本条例
富山県	H24	富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例			
山形県	H24	山形県中小企業振興条例			
香川県	H24	香川県中小企業振興条例	高松市	H24	高松市中小企業基本条例
鹿児島県	H24	中小企業の振興に関するかごしま県民条例			
東京都			墨田区	S53	墨田区中小企業振興基本条例
			港区	S58	港区中小企業振興基本条例
			葛飾区	H2	葛飾区中小企業振興基本条例
			台東区	H3	台東区中小企業振興に関する基本条例
			千代田区	H4	千代田区中小企業振興基本条例
			中央区	H7	中央区中小企業の振興に関する基本条例
			目黒区	H12	目黒区中小企業振興基本条例
			国立市	H18	国立市中小企業振興基本条例
岐阜県			中津川市	H10	中津川市中小企業の振興に関する基本条例
長野県			諏訪市	H12	諏訪市中小企業振興基本条例
福岡県			志面町	H12	志面町中小企業振興条例
宮城県			塩竈市	H13	塩竈市中小企業振興条例
静岡県			富士市	H19	富士市中小企業振興基本条例
石川県			野々市町	H20	野々市町中小企業振興基本条例
山梨県			北杜市	H21	北杜市中小企業振興基本条例
山口県			宇部市	H23	宇部市中小企業振興基本条例
滋賀県			栗東市	H23	栗東市中小企業振興基本条例